

LP ガスの取引適正化と料金透明化に向けた当社の取組宣言

はじめに

全国の LP ガス業界で長年にわたって行われてきた商慣行が、多くのお客様に不信感や経済的な被害を及ぼしていることを重く受け止めると共に、液化石油ガス法・改正省令に従い、以下の 3 点を遵守し、取引適正化と料金透明化に積極的に取り組んでまいります。

1. 過大な営業行為の制限

- ・正常な商慣習を超えた投資や利益提供は行いません。
- ・新規獲得の為に極端に安い売込価格や、LP ガスとは関係のない物品提供は行いません。

2. 三部料金制の徹底

- ・三部料金制運用の趣旨をよく理解し、お客様にわかりやすい LP ガス料金の提示を行います。
- ・基本料金・従量料金・設備料金それぞれに分けて、透明性のある安価な料金で提供します。

3. LP ガス料金等の情報提供

- ・当社が供給する賃貸住宅等の入居希望者に対し、オーナー、不動産管理会社他を通じて、LP ガス料金の事前提示に努めます。
- ・提示する料金は標準的な料金ではなく、物件ごとに異なる料金に合わせて、入居を希望する物件の料金を提示します。

上記取組宣言を社長指示の下、トーエル社員の全てが正しく理解し、法令順守を実行することを宣言いたします。

2024 年 6 月 17 日
株式会社トーエル